

# 国民年金保険料の「追納」をおすすめします

国民年金の保険料を免除したのはいいけれど、将来もらえる年金額が少なくなっちゃうなあ…



## そんなときには「追納制度」!

余裕ができた時に国民年金保険料を追納(後払い)することで、受給額を満額に近づけることができます!



### 10年前までの保険料を払えます!

国民年金保険料の免除(全額・一部納付)・若年者納付猶予・学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも老齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間は、10年以内(例えば平成23年4月分は平成33年4月まで)であれば、あとから保険料を納めること(追納)ができます。

所得に余裕ができたときに、保険料の追納(後払い)をしておくことで、将来もらえる年金額を増やすことができます。

また、国民年金保険料は支払った金額全額が、所得申告の際「社会保険料控除」の対象になりますので、節税にもつながります。

受給額を満額に近づけるために、「追納制度」をぜひご利用ください。

※免除の承認を受けた3年度目以降に保険料を追納する場合には、当時の保険料に加算金がつきますので、早めの追納をおすすめします。

年度	全額免除・納付猶予・学生納付特例 (加算額)	4分の1納付 (加算額)	半額納付 (加算額)	4分の3納付 (加算額)
平成13年度	15,350円 (2,050円)	—	—	—
平成14年度	14,760円 (1,460円)	—	7,380円 (730円)	—
平成15年度	14,540円 (1,240円)	—	7,270円 (620円)	—
平成16年度	14,340円 (1,040円)	—	7,170円 (520円)	—
平成17年度	14,380円 (800円)	—	7,190円 (400円)	—
平成18年度	14,440円 (580円)	10,830円 (440円)	7,220円 (290円)	3,610円 (150円)
平成19年度	14,470円 (370円)	10,840円 (270円)	7,230円 (180円)	3,610円 (90円)
平成20年度	14,580円 (170円)	10,940円 (130円)	7,290円 (90円)	3,640円 (40円)
平成21年度	14,660円 (0円)	10,990円 (0円)	7,330円 (0円)	3,660円 (0円)
平成22年度	15,100円 (0円)	11,320円 (0円)	7,550円 (0円)	3,770円 (0円)

※平成24年3月末日までに追納する場合の1ヵ月分の保険料額。( )内は加算額

○追納のお申し込みは

市役所年金係または、コザ年金事務所  
(☎973-3437)へご相談ください。

## 継続申請の結果通知を受け取られた方へ

免除申請の結果通知が「期間延長承認」となっている方は継続申請が承認された方です。次年度以降は結果通知が届くのをお待ちください。

※継続を希望したうえで免除を申請していても(全額又は若年者納付猶予のみ継続希望可)、年度毎に所得審査がありますので世帯構成や所得に大幅な変動がある場合は免除が承認されない場合があります。

結果通知が「不承認」で免除が却下された方には、納付書が届きます。

全額免除又は若年者納付猶予が不承認となっても、一部免除(3/4免除・半額免除・1/4免除)に該当する場合がありますので、年金係までご相談ください。

